

# 大横保健福祉センター施設利用基準

## (趣旨)

- 1 この基準は、大横保健福祉センターの施設を利用するために遵守すべき必要な事項を定め、安全で快適な環境を維持することを目的とする。

## (目的外利用の禁止)

- 2 許可された利用目的以外に利用しないこと。

## (申請時の条件)

- 3 次の条件に該当する目的の申請については利用を認めない。
  - (1) 物品の販売またはこれに類する契約行為等のほか、営利を目的とする場合。
  - (2) 政治的活動を目的とする場合。
  - (3) 宗教的活動を目的とする場合。
  - (4) 公益を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがある場合。
  - (5) 管理上支障があると認められる場合。
  - (6) その他市長が利用を不相当と認めた場合。

## (利用方法)

- 4 施設を利用しようとする場合はあらかじめ「大横保健福祉センター利用登録申請書」により、八王子市施設予約システムの利用登録をすること。
- 5 施設を利用しようとする場合は、八王子市施設予約システムにより施設の予約をした上で、利用日当日までに「大横保健福祉センター利用申請書」を提出すること。
- 6 市が発行した「大横保健福祉センター利用承認書兼請求書」を受付に提示し、利用する部屋の鍵を受け取ること。
- 7 利用しないことが明らかになった場合、速やかに次のとおりの手続を行うこと。
  - (1) 前項の規定による利用承認を受けていない場合は、八王子市施設予約システムによる利用の取消を行うこと。
  - (2) 前項の規定による利用承認を受けている場合は、「施設利用承認取消申請書」を提出すること。この場合、既納の利用料については返金しない。
- 8 利用終了時には「施設使用報告書」を提出するとともに鍵を受付に返却すること。

## (飲食の禁止)

- 9 調理などを目的とした調理実習室の利用及び地域交流・情報スペース以外での飲食は認めない。ただし、水分補給程度の飲料の持ち込みは可とする。

## (危険物等の持込禁止)

- 10 市の許可を得ず危険物や、アルコール類を持ち込まないこと。

## (火気の使用禁止)

- 11 市の承諾を得ず火気を使用しないこと。

### **(原状回復の義務)**

12 施設を利用した際に移動させた椅子・机等は退室時に元に戻すこと。

### **(報告義務)**

13 施設または備品を破損若しくは汚損したときは、ただちに市へ報告しその指示に従うこと。

### **(全面禁煙)**

14 当館の敷地内（敷地内駐車場における自家用車内を含む）は全面禁煙とする。

### **(ゴミの持ち帰り)**

15 発生したゴミ及び外から持ち込んだ物は全て持ち帰ること。

### **(暴力団活動の排除)**

16 施設の使用が、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認めるときは、当該使用を許可せず、又は当該使用の許可を取り消すことができる。

### **(許可の取消)**

17 利用基準及び許可条件に違反した場合、又は市の指導に従わない場合、利用許可を期間満了前に取り消すことができる。

### **(利用資格の停止)**

18 利用基準及び許可条件に違反した場合、又は市の指導に従わない場合、事実発生日の属する月の翌々月の1日から3ヶ月の間、施設の利用資格を停止することができる。

この基準は平成27年6月1日から施行する。

この基準は平成28年1月1日から施行する。

この基準は平成28年8月1日から施行する。

この基準は令和元年7月1日から施行する。